

「安全保障関連法案」について十分な審議を尽くすことを求める意見書

現在参議院で審議されている「安全保障関連法案」は、集団的自衛権行使の合法化という大変重大な変更を含んでいます。

我が国は、民主主義、立憲主義の国です。国民が論議に参加し、内容が十分に深められた後に国会で決め、法に従ってやっていくのが立憲主義の基本原則です。

しかし、この間の「安全保障関連法案」の議論は、十分な国民的論議がないまま進んでいます。

これは、立憲主義という民主主義のルールを逸脱する行為です。主権者である国民が権力の行使を抑制するためにある憲法が危機にさらされています。

国の基礎となる自治体の国民の代理を務め、地方自治を預かる議会として、その国民の意見が十分には反映されていないと感じています。

7月15日に行われた衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」に置いて「安全保障関連法案」が可決され、引き続き国会での採決に付される予定となっています。

6月4日の衆議院憲法審査会、7月6日にさいたま市で行われた参考人質疑、7月13日の中央公聴会それぞれにおいて、安全保障関連法案の違憲性が問われました。賛成を表明する参考人からも、国民に不安を抱かせることがないように十分な説明が必要だとの意見もありました。

各地方自治体からも「反対」や「慎重審議」など多くの意見書が国会に提出され、各種団体、市民からも「反対」の署名等の意思表示が多く出されています。また、国会周辺での一般市民、学生らのデモに至っては12万人ともいわれる人数が集まり、世論も動きつつあります。

平和主義を基本原則とする憲法が、この70年の間、戦場において「一人も殺さず、一人も殺されなかった国」日本を作り、平和国家としての国際的な信頼と存在感を示してきました。「武力によって抑止力を高める」こととなる「安全保障関連法案」は、かえって戦争へのリスクを高めてしまうのではないのでしょうか。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増しているからこそ、国民的な論議がなされてもいいのではないのでしょうか。国民は、この問題を白紙委任したわけではありません。

慎重な国民的議論をつくすことを求めます。